平成２６年（フ）第６９号
北九州市小倉南区大字母原777番地
破産者　萩尾　武史
1　決定年月日　平成26年９月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１７１９号
札幌市北区百合が原７丁目２番15号　パレーシャル百合が原Ｂ202号
破産者　飯田　晴美
1　決定年月日　平成26年９月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１７８号
山形県寒河江市大字高屋2872番地
破産者　今井　敏彦
1　決定年月日　平成26年９月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２６１号
埼玉県熊谷市桜町２丁目２番21号ラ・セーヌ熊谷Ⅱ103、破産手続開始時の住所埼玉県熊谷市下恩田257番地１
破産者　島﨑　豊子（旧姓石川）
1　決定年月日　平成26年９月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第４６号
川崎市高津区新作６丁目３番18号
破産者　岡　由美子
1　決定年月日　平成26年９月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第２５３６号
名古屋市北区猿投町13番地
破産者　寺西　明男
1　決定年月日　平成26年９月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１９５２号
名古屋市中川区中郷３丁目384番地の２
破産者　瓜生　宜正
1　決定年月日　平成26年９月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１５１号
愛知県東海市中ノ池２丁目９番地の35
破産者　片平　葉一
1　決定年月日　平成26年９月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５０９号
愛知県あま市木田道上34番地２
破産者　髙山　正二
1　決定年月日　平成26年９月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３７５７号
大阪府交野市私部４丁目30番２号
破産者　神野　孝司
1　決定年月日　平成26年９月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５２号
滋賀県大津市粟津町15番14号、従前の住所神戸市中央区下山手通４丁目10番21―402号
破産者　中村　淑郎
1　決定年月日　平成26年９月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２６号
兵庫県西脇市西脇105番地
破産者　西脇　貴子
1　決定年月日　平成26年９月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

平成２５年（フ）第１２８号
福岡県久留米市田主丸町牧994番地１
破産者　松田　正行
1　決定年月日　平成26年９月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第３１３号
北九州市八幡東区春の町５丁目３番１―305号、開始決定時の住所北九州市八幡西区さつき台２丁目７番17号
破産者　實松　信夫
1　決定年月日　平成26年９月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第２４８号
熊本市中央区練兵町28番地　Ｂ―507号ハイムサンシャイン
破産者　宮永　和憲
1　決定年月日　平成26年９月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２２０号
北海道上磯郡知内町字重内４番地
破産者　岡田　清博
1　決定年月日　平成26年９月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第６号
愛知県刈谷市築地町２丁目22番地４　ＢｅｌｌｅｄｅｍｅｕｒｅＴｕｉｊｉ101号
破産者　前門　弘勝
1　決定年月日　平成26年９月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第３９１号
滋賀県甲賀市水口町泉15番地51
破産者　加地　邦敏
1　決定年月日　平成26年９月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部